

沖縄県出納事務局物品管理課 公正入札調査委員会設置要領

令和2年11月12日
出物第357号

(目的)

第1条 沖縄県出納事務局物品管理課が実施する物品の購入又は印刷物の請負（以下「物品購入等」という。）に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報又は入札談合に関連する事実（以下「談合情報等」という。）に対する的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、談合情報等があった場合に、次に掲げる事項を調査し審議するものとする。
(1) 公正取引委員会等への通報、事情聴取の実施及び事情聴取項目の内容、入札の延期その他談合情報等があった場合の対応
(2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(調査会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員を参加させることができる。
2 委員長は会計管理者、委員は会計課長、物品管理課長、会計課総務決算班長、物品管理課管理調達班長をもって充てる。
3 委員長は、委員会の会務を総括する。
4 委員長に事故があるときまたは委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて臨時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。
2 委員会は、委員の過半数をもって成立し、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事情聴取者の指名)

第5条 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行う。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、物品管理課管理調達班が行う。

附 則

この要領は、令和2年11月12日から施行する